

「保護観察・社会復帰支援施策の充実」についての意見要旨

1 保護観察・社会復帰支援施策の充実に向けた方策について

(保護観察におけるアセスメントツールの開発等)

- 再犯リスクや更生促進要因をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発すべき。

(専門的処遇プログラム等の充実)

【積極意見】

- 新たなプログラム，体系化されたものでない一定の処遇方法等を開発し遵守事項として設定可能とすべき。

【消極意見】

- 不良措置に結び付くことになるので，特別遵守事項として設定するプログラムの追加については慎重であるべき。

(犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実)

- 被害者の損害回復に努めること等を生活行動指針で定め，それに基づき働き掛けるための規律を設けるべき。

(刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進及び解除の検討)

- 仮解除の活用を促進するため，判断主体を地方更生保護委員会から保護観察所長として手続を簡素化すべき。
- 仮解除に加えて，問題性が早期に解決した場合に裁判所の関与により本解除できる制度とすべき。

2 民間施設等の処遇体制の整備について

(更生保護施設等における指導監督の実施)

【積極意見】

- 保護観察における一定の指導監督は，民間の更生保護施設等が委託等により実施することとすべき。

【消極意見】

- 更生保護施設で指導監督を実施することは，補導援護を軸に取り組んでいた同施設の本来の性格付けを変えることから慎重であるべき。

(更生保護施設通所処遇・自立準備ホームの明文化)

- 自立準備ホームにおける処遇や更生保護施設への通所処遇を事業として明確・端的に位置付けるべき。
- 自立準備ホームの制度化を進める上では，現在活動している法人の多くが対象から除外されてしまって，かえって受皿が減ることのないようにすべき。

3 少年鑑別所の調査機能の活用について

- 保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けた者について，保護観察官が処遇方針の策定に向けた調査を行う際に，少年鑑別所を活用すべき。